

令和6年第2回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和6年2月29日(木) 14時25分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	4番 鎌 田 陽 一
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 主 査 剥岩 泰三 主 査 森重 建吾 主任主事 水迫 時巳 主任主事 富田 真宏
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 5「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 7「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 14時25分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第2回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、4番委員より欠席届が提出されておりますので、18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。

事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 15 番委員と 16 番委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	それでは議案第 1 号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 国分 1 を 5 番委員。
5 番委員	1 号 1 番を報告します。届出地は隼人東インターチェンジの東に位置し、現況は不耕作である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を 0.3m から 0.4m するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	[「なし」との声あり]
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」につきましては、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	[挙手多数]
議長（会長）	賛成多数です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 42 件、中間管理権の設定 17 件の合計 62 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 24 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、筆数 12 筆、面積 26,730 m ² 。利用権設定 42 件、筆数 74 筆、面積 159,792 m ² 。中間管理権設定 17 件、筆数 33 筆、面積 74,247 m ² 。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご質疑等ないようですので質疑終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促

	進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 14 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 4 番に代わり 5 番委員。
5 番委員	4 番委員に代わり報告します。 3 号 1 番を報告します。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく国分 2 を 13 委員。
13 番委員	3 号 2 番について報告をいたします。申請地は市営敷根団地の南東に位置し、現況は※※については田、※※については不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 3、4 を 17 番委員。
17 番委員	3 番、4 番を報告いたします。 まず、3 号 3 番。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして 3 号 4 番。申請地は上小川地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 5 を 18 番委員。
18 番委員	3 号 5 番を報告いたします。申請地は重久公民館の北に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておられません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 6 から 8 まで 5 番委員。
5 番委員	3 号 6 番から 8 番まで続けて報告します。

	<p>3号6番を報告します。申請地は霧島地区にあるので、現地調査を2番委員にお願いしました。申請地は峰之前自治公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして3号7番を報告します。申請地は市営小浜団地の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして3号8番を報告します。申請地は浜之市ふれあいセンターの南東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和7年2月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって合意解約同時申請されています。受人の※※さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人9を7番委員。
7番委員	3号9番について報告をいたします。申請地が国分地区にありますので、現地調査を4番委員にいただきました。申請地は国分湊多目的集会施設の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、溝辺10を1番委員。
1番委員	3号10番を報告いたします。申請地は竹子集会センターの北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺11を8番委員。
8番委員	3号11番を報告します。申請地は寺蔵公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川12、13を12番委員。
12番委員	<p>3号12番、13番を続けて報告します。</p> <p>まず、3号12番。申請地は清水川団地の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p>

	<p>続きまして3号13番です。申請地は下植村公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島14を6番委員。
6番委員	<p>3号14番を報告いたします。申請地は向田自治公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。起農計画書が添付されております。以上報告します。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外6件、農用地編入3件、用途区分変更1件、合計10件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。なお、牧園9につきましては、議事参与となりますので、別途審議いたします。それでは調査員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分1から溝辺3まで16番委員。</p>
16番委員	<p>4号1番について報告いたします。申出地は国分南小学校の南西に位置し、現況は田である。除外目的は社会福祉兼児童支援施設1棟、倉庫兼保管庫1棟を建設するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われま。</p> <p>4号2番について報告します。申出地は県営隼人団地の南西に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅7棟を建設するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われま。</p> <p>4号3番について報告します。申出地は立岩公民館の北西に位置し、現況は不耕作と畑である。除外目的は貸事務所1棟、貸倉庫5棟、貸資材置場、貸駐車場を建設するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われるが、特別班で回りまして、農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れがあると思われましたので、当申出は、除外に係る</p>

	5つの要件を満たしていないため、除外は認めがたいという結論になりました。以上報告します。
議長（会長）	次に、牧園4から福山6までを17番委員。
17番委員	<p>4号4番から6番について続けて報告します。</p> <p>まず、4号4番。申出地は中津川三区自治公民館の北に位置し、現況は畑である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして4号5番。申出地は大茶樹公園の北に位置し、現況は既に農家住宅である。なお、昭和57年頃農家住宅にしてしまったという始末書も添付されております。除外目的は農家住宅にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして4号6番。申出地は掘ノ頭公民館の西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は蓄電設備、資材置場、進入路にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分7を18番委員。
18番委員	4号7番を報告いたします。申出地は国分南小学校の南西に位置し、現況は田である。編入目的は田にするものである。申出地を農用地へ編入することは問題はないと思われます。以上です。
議長（会長）	同じく国分8を13番委員。
13番委員	4号8番について報告をいたします。申出地は上野原浄水場の南東に位置し、現況は山林である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものです。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、牧園10を18番委員。
18番委員	4号10番を報告いたします。申出地は大茶樹公園の北に位置し、現況は農業用倉庫である。除外目的は農業用倉庫7棟、ロール置場にするものである。なお、昭和60年2月頃農業用倉庫7棟、ロール置場にしてしまったという始末書が添付されております。周辺の農地の用水路及び排水路は確保されています。申出地は用途区分変更することで、周辺の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	はい。ありがとうございました。調査員からの報告が終了いたしました。只今の報告につきましてご意見、ご質疑等は何かございませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	はい。2番委員どうぞ。
2番委員	溝辺の3番につきまして、5要件を満たしていないため認めがたいというようなご意見でございました。それについてもう少し詳しく説明していただきたいんですけど、お願いします。
議長（会長）	はい。事務局どうぞ。
事務局	はい。溝辺の3除外について、特別班で現地調査に回りました結果、南側の農地については不耕作でありましたが、北側の農地につきましては、きれいに耕耘されており耕作中でありました。よって、特別班といたしましては農用地区域における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れがあると判断され、認めがたいという判断をいたしております。以上です。

議長（会長）	はい。2番委員よろしいでしょうか。
2番委員	はい。
議長（会長）	それでは他に何かご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」につきましては、牧園9を除き現地調査報告のとおり賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は牧園9を除き現地調査報告のとおり決定をし、その旨を市長に答申することいたします。 次に、牧園9を審議いたしますので、11番委員は退席をお願いします。
	〔11番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。 牧園9を16番委員。
16番委員	4号9番について報告いたします。申出地は中野公民館の北に位置し、現況は宅地である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものです。申出地を農用地へ編入することに問題はないと思われま。以上です。
議長（会長）	はい。ありがとうございました。調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして何かご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」の牧園9につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、牧園9は承認することに決定をし、その旨を市長に答申することといたします。 11番委員の退席を解きます。着席をお願いいたします。
	〔11番委員着席〕
議長（会長）	11番委員に報告をいたします。牧園9につきましては承認することに決定をいたしましたので報告いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を4番に代わり5番委員。
5番委員	4番委員に代わりまして報告します。 5号1番について報告します。申請地は中央公園の西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、溝辺2を1番委員。

1 番委員	5 号 2 番を報告いたします。申請地は祝儀園公民館の東に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で原野化してしまったという始末書が添付されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。実際見たところ、かなり竹と木が大きく育っておりました。周りには住宅があったりしているものですから、申請書には山林として管理し、周囲に迷惑をかけないように管理いたしますとありますので、そこら辺を十分理解のうえ進めていただきたいと思います。以上です。
議長（会長）	次に、横川 3 を 12 番委員。
12 番委員	5 号 3 番を報告します。申請地は山ノ口公民館の北西に位置し、現況は管理はされているんですけど不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、クヌギを植えるということでした。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島 4 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 5 号 4 番。申請地は道の駅霧島の西に位置し、現況は不耕作である。なお、令和 3 年 7 月頃農業用倉庫 2 棟を建築してしまったという始末書が添付されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は飲食店 1 棟、農業用倉庫 2 棟、駐車場を建築するものであるが、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 25 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、2 を 16 番委員。
16 番委員	6 号 1 番と 2 番は賃貸借権と所有権移転の同一事業のため、一括して報告します。申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は造成済である。農地区分は第 2 種農地の 500m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟、駐車場、駐輪場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。

議長（会長）	同じく国分 3、4 を 17 委員。
17 番委員	<p>6 号 3 番、4 番を報告します。</p> <p>まず、6 号 3 番。申請地は霧島市役所の北西に位置し、現況は造成済であります。農地区分は第 2 種農地の 500m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は宿泊施設 1 棟、駐輪場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 4 番。申請地は市営上井団地の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 5 から牧園 7 まで 18 番委員。
18 番委員	<p>6 号 5 番から 7 番まで続けて報告をさせていただきます。</p> <p>6 号 5 番。申請地は湊地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は田であります。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われま。転用目的は建売住宅 4 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。</p> <p>6 号 6 番。申請地は下有川公民館の北東に位置し、現況は田であります。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われま。転用目的は仮設事務所 1 棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。一時転用の期間は令和 6 年 3 月 5 日から 9 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われま。</p> <p>6 号 7 番。申請地は坂下公民館の北東に位置し、現況は畑であります。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われま。転用目的は農業用通路、水圧管理設用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われま。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分 8 から 11 までを 4 番に代わり 5 番委員。
5 番委員	<p>4 番委員に代わり報告します。</p> <p>6 号 8 番を報告します。申請地は天降川小学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 9 番を報告します。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p>

	<p>続きまして 6 号 10 番を報告します。申請地は有下公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。なお、平成 23 年 1 月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 11 番を報告します。申請地は市営大野原団地の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく国分 12 から 15 までを 13 番委員。
13 番委員	<p>6 号 12 番から 15 番までを続けて報告させていただきます。</p> <p>まず、6 号 12 番です。申請地は川内農村広場の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 265.58 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 616.58 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 13 番について報告をいたします。申請地は市営川内団地の北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 14 番について報告をいたします。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の 300m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 15 番について報告をいたします。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 16、17 を 18 番委員。
8 番委員	<p>6 号 16 番、17 番続けて報告をさせていただきます。</p> <p>6 号 16 番。申請地は市営岩戸住宅の西に位置し、現況は田であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。また、隣接地宅地の 147.05 m²を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 303.05 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま</p>

	<p>す。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>6号17番。申請地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は畑であります。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われま</p> <p>す。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま</p> <p>す。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま</p> <p>す。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま</p> <p>す。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人18、19を5番委員。
5番委員	<p>18番、19番続けて報告します。</p> <p>6号18番。申請地は浜之市団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われ</p> <p>る。転用目的は貸事務所1棟、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ</p> <p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ</p> <p>る。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ</p> <p>る。</p> <p>続きまして6号19番を報告します。申請地は新川公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ</p> <p>る。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ</p> <p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ</p> <p>る。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ</p> <p>る。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人20から23まで7番委員
7番委員	<p>6号20番から23番について報告をいたします。</p> <p>まず、6号20番について報告します。申請地は市営天降川団地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ</p> <p>る。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ</p> <p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ</p> <p>る。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ</p> <p>る。</p> <p>6号21番について報告をいたします。申請地は中須西公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ</p> <p>る。転用目的は宅地分譲6区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ</p> <p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ</p> <p>る。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ</p> <p>る。</p> <p>6号22番について報告をいたします。申請地は姫城中央公園の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ</p> <p>る。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ</p> <p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ</p> <p>る。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ</p> <p>る。</p> <p>6号23番について報告をします。申請地は日当山中学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ</p> <p>る。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ</p> <p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ</p> <p>る。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ</p> <p>る。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、溝辺24、25を14番委員。
14番委員	6号24番と25番を続けて報告いたします。

	<p>まず、6号24番。申請地は論地地区自治公民館の北東に位置し、現況は駐車場と不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所兼倉庫1棟と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>6号25番。申請地は論地地区自治公民館の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸鉄塔用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	はい。賛成多数です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、3月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第7号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が6件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分1、2を16番委員。</p>
16番委員	<p>7号1番と2番について報告をいたします。1番と2番は事業が同じで、所有権移転と賃貸借権であるので一括して報告します。申出地は霧島市役所の西に位置し、現況は造成済である。当初転用目的は医療施設であった。今回の転用目的は転用面積の縮小で、医療施設1棟、薬局1棟、駐車場を建設するものである。農地区分は第2種農地の500m以内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分3、4を17番委員。
17番委員	<p>3番と4番であります。賃貸借と所有権移転であり、事業内容が一緒であるため一括して報告いたします。</p> <p>7号3番と4番。申出地は霧島市役所の西に位置し、現況は造成済である。当初転用目的は医療施設であった。今回の転用目的は共同住宅1棟、公園、駐車場、駐輪場にするものである。農地区分は第2種農地の500m以内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じ</p>

	て水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	同じく国分 5、6 を 18 番委員。
18 番委員	<p>7 号 5 番、6 番を続けて報告をいたします。</p> <p>7 号 5 番。申出地は霧島市役所の北西に位置し、現況は造成済であります。当初転用目的は医療施設でありましたが、今回の転用目的は宿泊施設 1 棟、駐車場を建設するものであります。農地区分は第 2 種農地の 500m 以内農地に該当するものと思われます。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されております。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われます。排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われます。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。</p> <p>7 号 6 番。申出地は市営上井団地の南西に位置し、現況は畑であります。当初転用目的は建売住宅 1 棟でありましたが、今回の転用目的は駐車場を建設するものであります。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われます。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されております。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われます。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	はい。ありがとうございます。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
14 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ 14 番委員。
14 番委員	事務局の方にお尋ねしたいんですが、医療施設の規模縮小ということでしたが、特にどういった面で規模縮小になったのか、最初の計画と違うところはどこなのか分かれば教えてください。
議長（会長）	はい。事務局。
事務局	はい。事業計画変更に記載してあるものについては、丁度、コロナの時期でもあって、医療機器等の物価高騰というふうに記載されております。以上です。
14 番委員	はい。分かりました。
議長（会長）	他にありませんか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	6 番委員どうぞ。
6 番委員	あの辺の地域は、公共性があるものとかそういう可能性のあるものは許可を出すというような地域になっていたと思うんですが、マンションとホテルというようなものを。最初、医療法人みたいな公共性のあるところで許可をもらっていて、縮小しますとか言ってそういう感じにいけないような農地なんですか。
議長（会長）	はい。事務局。
事務局	当初、医療施設で除外を行いまして、それに伴いまして医療施設で県許可を取得しました。そして今回の事業計画変更で医療機器等の価格高騰による縮小ということになってはいますが、農地転用に関しましては第 2 種農地になりますので、今回申請のあったものに対して 2 種農地の転用許可で判断をすることになりますので、除外とは目的が違いますが、農地法的には 2 種農地の転用申請ということで受けております。以上です。
6 番委員	はい。

議長（会長）	はい。どうぞ6番委員。
6番委員	以前、その北の方の線路沿いの所にレストランがあって、その道路の左側を駐車場で申請が出たときには許可が出なかったんですけど、そこは2種農地ではなかったんですか。
議長（会長）	はい。事務局。
事務局	今言われた場所は市役所から500m以内にかからない所です。今回の場所は市役所から500m以内の範囲に入っておりますので2種農地になると思われます。
6番委員	いくら優良農地であっても、農振地域であっても、市役所から500m以内であれば全部許可が出るということですね。
事務局	まずは農振地域でありますので除外が認められた場合には、農地法で転用に関する立地基準で許可できるか判断する。その除外の目的にもよると思われます。
2番委員	はい。
議長（会長）	はい。2番委員どうぞ。
2番委員	今の意見と同じような意見になりますが、除外を認めてしまって通った後ですので、しょうがないと言えましょうがないことですが、ただ事業計画変更で事業施設敷地が半分近くになるのかなという感覚ですが、そうであれば当初の除外の医療施設の計画の時に、その辺をしっかりと詰めながら検討しなければならなかったのかなと、今後、そういうことに注意しながら除外のその辺りの審査もしっかりとしないといけないのかなと今思ったところです。医療施設を半分くらいの用地で今の縮小された計画であれば済んだのになというように思いました。除外を認めてしまった以上はしょうがないことですが、今後、除外が出てきた時には相当慎重に審議しなければならないなと感じたところであります。
議長（会長）	はい。ありがとうございます。意見として。他に何かございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それでは質疑終了をいたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。以上で、令和6年第2回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」は何かございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和6年第2回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 16時00分